

2018

May Vol. 183

## News Letter

### — 目 次 —

無線 LAN と電波干渉

マスターのミスが大きな問題に繋がる

Plaza-i SOE 受注伝票外部データ取込を利用した運用例

VDI 環境で使用する Plaza-i

取引申請による個別与信管理

請求書発行メニューの新機能

Plaza-i 消費税改正に向けて（2019 年 10 月 10%施行予定）

サポート時間に関するお知らせとお願い

最新の Plaza-i バージョン情報

収益認識に関する会計基準の開発に伴う法人税法の規定の整備

税務手続の電子化

〒140-0002 東京都品川区東品川 1-2-5 リバーサイド品川港南ビル 3 階  
株式会社ビジネス・アソシエイツ TEL03-5495-9961 FAX03-5495-9962

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4 階  
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

## 無線 LAN と電波干渉

無線 LAN は電波を媒介として通信を行いますので、すぐ近くで同一周波数の電波が使われていた場合、電波干渉による問題が起きることがあります。2.4GHz 帯の電波は、無線 LAN 以外にも様々な用途で使用されており、電波干渉を受け易いことは、2017 年 11 月のニュースレターで触れたとおりです。

本稿では、近隣にある複数の無線 LAN アクセスポイント（以下 AP）が、同一チャンネルを使用していた場合に生じる、AP 同士での電波干渉、および、5GHz 帯無線 LAN において、電波法により義務付けられている、DFS 機能の影響について、解説致します。

### 複数の AP が同一チャンネルを使用していた場合の影響

無線 LAN では、CSMA/CA という通信プロトコルで通信を行います（2017 年 11 月のニュースレター参照）。CSMA/CA による衝突回避の仕組みは、異なる AP 間であっても機能しますので、近くに自分と同じチャンネルで通信を行う他の AP が存在しても、直ちに通信に支障が出ることはありません。但し、有限のリソースである電波を、複数の AP でシェアして通信を行うこととなりますので、双方の AP で同時に通信が行われた場合、通信速度が低下します。

AP には、起動時点で、空いているチャンネルを自動選択する機能が付いていますが、AP 起動後の環境の変化などにより、自 AP のチャンネルと、近隣にある他の AP のチャンネルが重なってしまうことがあります（後述の DFS 機能でチャンネルが強制変更された結果、チャンネルが重なることもあります）。

可能であれば、定期的に近隣の AP が使用しているチャンネルと電波強度を監視し、自 AP のチャンネルと重なっていた場合、チャンネル変更すると良いでしょう。

上記が技術的に難しい場合、通信速度が遅くなったと感じたら、AP を再起動（電源を入れ直す）する方法もあります。AP を再起動すれば、通常は、チャンネル自動選択機能が動作するため、その時点での最適なチャンネルが自動選択されます。

### Dynamic Frequency Selection ( DFS )による影響

5GHz 帯の無線 LAN が使用する電波の一部は、気象レーダー（アメダス）、航空管制レーダー、船舶レーダー等が使用する帯域とオーバーラップしています。レーダーへの電波干渉を防ぐため、電波法に基づいて義務付けられている仕組みが DFS です。

5GHz 帯には、W52（36, 40, 44, 48ch）、W53（52, 56, 60, 64ch）、W56（100, 104, 108, 112, 116, 120, 124, 128, 132, 136, 140ch）の合計 19 個のチャンネルがあります。

W52 の 4 個のチャンネルは、レーダーでは使用されないため DFS の対象外です。一方、W53 の 4 個のチャンネルは気象レーダー、W56 の 11 個のチャンネルは航空管制レーダー・船舶レーダー等が使用している帯域であり、W53 と W56 のチャンネルには DFS の実装が義務付けられています。

AP は DFS 対象チャンネルを使用する場合、チャンネル選択後の最初の 1 分間、一切の通信を行わず、当該チャンネルにおいてレーダー波が検知されないか監視し、レーダー波が検知されなければ、AP としての稼働を開始します（通信可能になります）。さらに、その後も継続的に当該チャンネルでレーダー波が検知されないか監視を続け、レーダー波が検知された場合、直ちに電波を停止し、他のチャンネルに切り替えることが義務付けられています。

PC やスマホ等の端末と AP が通信している最中に DFS によるチャンネル切り替えが発生した場合、一時的な通信切断が発生します。さらに、切り替え先のチャンネルが DFS 対象チャンネルだった場合、チャンネル選定後の最初の 1 分間はレーダー波の監視のため通信出来ないため、運が悪ければ、通信切断状態が 1 分以上続くこととなります。数秒の通信切断ならともかく、1 分以上通信出来ない状態が続けば、ユーザはかなりストレスを感じるようになります。

従って、特に企業内で 5GHz 帯無線 LAN を使用する場合、DFS 対策が重要であると言えます。

DFS は、AP がレーダー波を検知した場合にチャンネルを強制変更する機能ですので、レーダー波を検知しにくい場所に AP を設置できれば、W53 や W56 のチャンネルであっても、安定した通信が可能です。

分厚いコンクリート（電波遮断効果大）で囲まれた分譲マンションのような建物なら、窓以外の場所からはレーダー波は侵入しないため、窓から離れた場所に AP を設置することにより DFS 機能の作動を回避しやすくなります。戸建住宅の場合、2F より 1F（地面に近い場所）の方がレーダー波を検知しにくいと考えられます。

一方、外壁の多くがガラス窓で占められているオフィスビルのような建物の場合、室内の奥深くまで、レーダー波があまり減衰せず到達することになりますので、窓から離れた場所に AP を設置しても DFS 対策にならないと言えます（弊社オフィスでは、窓から離れた場所に AP を設置しても DFS 対策としては無効でした）。

レーダー波を検知しやすい場所に AP を設置せざるを得ない場合、AP のログを一定期間監視し、過去にレーダー波を検知したチャンネルを使用禁止に設定する方法があります。

レーダーが設置されている場所と、そのレーダーが送信する電波の周波数は基本的には固定されており、変更されることは多くありません。つまり、ある地点（AP 設置場所）において、レーダー波を検知する可能性があるチャンネルは、決まっていると言えます。よって、レーダー波を検知したチャンネルを、順次、使用禁止に設定していけば、最終的には、DFS の影響を受けないチャンネルだけが残ります。

上記以外の DFS 対策としては、使用するチャンネルを、W52 だけにする方法もあります。但し、W52 は DFS が無く、最も使いやすいチャンネルであるため、近隣に多数の AP が存在する状況では、混雑している可能性が高いと言えます（他の AP との電波干渉による通信速度の低下が発生しやすい）。そのような状況では、W52 のチャンネルだけを使用するかどうかは、慎重に検討する必要があります。

---

## マスターのミスが大きな問題に繋がる

---

先日、システムに登録しているマスターの品質管理の重要性を、身をもって感じた出来事がありました。その出来事は、新車を購入するときに発生しました。

3 列シートがある所謂ミニバンを購入したのですが、2 列目や 3 列目で見られる天井付けのリアモニターをオプションで付けました。新車を購入したことがある方ならご存知かもしれ

ませんが、新車のオプションにはメーカーオプション（以下、MOP）とディーラーオプション（以下、DOP）という 2 種類のオプションがあります。MOP は、トヨタ自動車や本田技研などの自動車メーカーが車の工場に取り付けるオプションです。DOP は、車を販売している〇〇〇トヨタや本田カーズ〇〇〇といったディーラーが納車時に取り付けるオプションです。

MOP のリアモニターは 9 インチだったので、もう少し大きいのが良いと思い 11.6 インチの DOP に変更しました。最近、アマゾンなどでスマホに動画をダウンロードして見たりすることもあるので、地デジや DVD だけでなくスマホなどを HDMI に接続して見られますか？と購入時に営業マンに確認しました。3 列目にリアモニター用の HDMI 入力端子があるのでそこに繋いで見られます、という回答でした。

車の納品直前に営業マンから電話がきました。実は、オプションのリアモニターが付けられないことが分かり、何とか付けられないか調べているのもう少し時間が欲しい、という連絡でした。純正オプションなのにそんなことあるのか、と思いましたが、自動車保険の契約もしてしまいましたが納品を一週間ずらしました。

一週間がたち、無事、取付けができた連絡があり納品となりました。取付けがうまくいかなかった原因は、カーナビとリアモニターの組み合わせにありました。カーナビが MOP、リアモニターが DOP だとうまくいかず、車の改造業者に相談して取り付けたそうです。

納品された次の日に、リアモニターがきちんと映るのか確認しました。地デジと DVD は問題なく映るのですが、HDMI に繋いでみたところ、認識されませんでした。ディーラーに電話をして確認してもらったところ、MOP のカーナビと DOP のリアモニターでは HDMI は技術的に不可能という回答でした。

結局、ディーラーから提示されたのは、HDMI がどうしても必要ならば MOP カーナビと MOP リアモニターの組合せなら HDMI も問題なく使えるので、9 インチの MOP リアモニターに変更して DOP リアモニターの定価を返金する、という内容でした。9 インチに変更する場合、車の天井を張り替えることになるかもしれないということだったので、新しい車でそこまでやりたくはなかったこともあり、HDMI は諦め、9 インチにするという選択はしませんでした。実際には HDMI に繋いで見ることは少ないでし

ようし、どうしても必要だったらタブレットなどで見ればいいかと思い、本意ではありませんがオプションにあった後部座席用のタブレットホルダーをサービスで付けてもらい許してあげることになりました。

今回のトラブルの直接的な原因は、MOPのカーナビとDOPのリアモニターという不可能な組合せをシステムで選択できてしまったことにあります。DOP用品を取り扱っている自動車メーカーのグループ会社がシステムのマスターを管理しており、その会社がマスターの登録を誤ったためにあり得ない組合せで受注できてしまったようです。

しかも、その誤りは以前から発生していたようで、今回のように現場で何とか取り付けていたようです。パンフレットに載っているDOPのリアモニターは11インチで、つい最近11.6インチに新しくなっており、購入したディーラーで11.6インチを付けたのは筆者が初めてでした。11.6インチには無いのですが、11インチの頃はリアモニター自体にHDMIの入力端子があったので、今まで購入した人からはクレームが出なかったのかもしれませんが。

買う側としては、技術的な部分は良く分かりませんが、“純正オプション”と謳っているのにMOPカーナビとDOPリアモニターの組合せができない、というところ自体如何なものかと感じています。タブレットホルダーをサービスするにあたって、ディーラーの社長決裁まで稟議が回るそうなので、自動車メーカー、DOP用品を扱うグループ会社、ディーラーといったグループ全体の問題として認識して今回のような問題が発生しないように改善してもらいたいものです。

システムはとても便利ですが、マスターの設定に従い処理を行っています。特に社内だけではなく、外部取引先や顧客などに影響が出るようなマスターの設定については慎重に管理しないと、大きな問題に発展しかねない、と感じました。マスターの管理者は決まっているか、適切にマスター登録のアクセス権限が設定されているか、などのマスターの品質管理の重要性を改めて実感しました。また、ミスは必ず発生するため、現場で把握した問題がきちんと会社の問題として上がってくる仕組みも大切だと感じました。

---

## Plaza-i SOE 受注伝票外部データ 取込を利用した運用例

---

### はじめに

今回は、Plaza-iの「SOE 受注伝票外部データ取込」機能を紹介させていただきます。

本機能は簡単に説明しますと、外部システムのデータを、CSVファイルやエクセルの所定の形式にして、取り込みを行い、SOE 受注伝票を自動作成する機能です。多くのお客様が利用されている機能の一つです。

### どのような場合に利用するか

SOE 受注伝票入力画面を開き、直接、伝票入力を行えば、本機能は利用する必要はありません。ですが、利用した方が入力業務やミス入力の可能性が減るなら、本機能を利用した運用フローを検討し、入力業務の軽減をはかるべきと考えます。

以下のケースが該当するなら、本機能の利用をご検討下さい。

#### ① 受注処理件数が大量である事

・大量取引を画面から入力するのは大変です。エクセル・CSVに取引データを集めて、本機能で取り込みした方が、入力するより簡易的であるなら、利用の検討をするべきです。

#### ② 自動化出来る事

・別システムや Plaza-i 外で管理しているデータを、人がそのまま Plaza-i の受注伝票へ入力しているような運用を行っているなら、本機能を利用すれば、業務負担の軽減をはかれます。

### 運用例

簡単な運用例を紹介致します。本機能検討の参考にして頂ければ幸いです。

<ケース1>エクセルで営業管理を行っていて、成約に至った受注情報も、そのエクセルで管理している運用がございました。営業部が、その営業管理エクセルの入力・管理を行い、受注したら、そのデータを業務部が受注データとしてシステムに入力するといった流れでした。

---

## VDI 環境で使用する Plaza-i

---

### VDI(Virtual Desktop Infrastructure)とは

パソコンを仮想化した仕組みで、サーバ側で処理を行うことを一般的に差します。

弊社では全社員が **Remote Desktop** を使用して、データセンターに設置してあるサーバに接続して社内業務を行っております。これはプレゼンテーション(画面、キーボードの仮想)の仮想化といわれております。市場で言われております **VDI** とは少し異なりますが、使用目的は同等のものとなります。

後述いたしますが、**VDI** の目的の一つといたしまして **BCP** (事業継続性) の対策が上げられます。弊社も震災の直後にサーバをデータセンターに設置し、その後はサーバ側でほぼすべての業務を行うように移行いたしました。

**VDI** にはさまざまな種類があります。大まかにはデスクトップ(クライアント **OS**) の仮想化やサーバ **OS** を仮想化する方法、アプリケーションのみを仮想化する方法があげられます。どの仮想化もそれぞれ特徴を持ち一長一短のため、企業の運用ポリシーに沿った **VDI** を選択していただく必要があります。デスクトップ(クライアント **OS**) を仮想化する方式が市場では一般的のようですが、コストがかさむことから特別な使用方法でない限り、サーバ **OS** の仮想化やアプリケーションの仮想化で十分な機能が発揮できると実感しております。弊社が社内で行っているものに近い形態はサーバ **OS** の仮想化やアプリの仮想化ですが、この機能で一般的な業務は足りております。

### VDI 導入のメリット、デメリット

メリットといたしましては、以下があげられます。(1) セキュリティ (2) **BCP** (3) パフォーマンス (4) **PC** 管理の負担とコスト

(1) のセキュリティはデータをサーバ側に持たせる為、**PC** 紛失時などの際に被害を最小限に留めることができます。また、社外からアクセスする際にはコピーを禁止することや、印刷の制限をかけることが可能です。またいつ誰がログインしたなどログから確認することができます。通信は暗号化されているため、盗聴されずセキュアに使用をすることができます。

**Plaza-i** で運用する事になった際、そのエクセルレコードで、営業部が受注成約と認識したデータだけを抽出して受注伝票外部データ取込フォーマットのエクセルを作成し、業務部が取り込み処理をする形となりました。また、作成した受注伝票の承認は、受注伝票画面から個別に行います。

これにより、人が受注伝票を入力する運用がなくなり、ミス入力が減り・受注データ作成までのスピードが向上しました。副次的に月次締めを少ない日程で行うことに成功しました。

話が変わりますが、**Plaza-i** 導入当時はありませんでしたが、**V2.01.55** で“取り込み”と同時に受注承認まで行う機能が追加されました。

よって、作成した受注伝票の承認行為を、都度、受注伝票画面から行う運用の見直し、更に効率化をはかる可能性が出ております(但し、内部統制上、承認は、受注伝票画面から行う運用のみである可能性も高いです)。

<ケース2> 親密な関係にある得意先から **CSV** 形式で注文データを貰い、受注データとする運用でした。深夜に一回、その **CSV** から受注が生成されればよいとの事でした。

**Plaza-i** 運用の場合は、勿論、受注伝票外部データ取込機能を利用しました。更に、本機能はジョブスケジュールに対応しており、指定の時間に、所定のフォルダにある、ある名称の **CSV** を自動で受注伝票外部データ取込処理を行なう事が出来ます。

つまり、担当者は出勤したら、**Plaza-i** を開き受注状況照会で取込した受注伝票を確認し、適時、承認を行う運用となりました。“取り込み”処理を手動で行なう業務は無くなりました。

### おわりに

**SOE** 受注伝票外部データ取込機能にご興味持たれた方は、ぜひ弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

(2)の BCP はサーバをデータセンターもしくはクラウド環境で使用すれば、万が一災害が発生したとしても、接続する PC とインターネット環境さえあれば業務を継続することができます。また、現在企業で推し進められております、在宅ワークなど働き方改革にも適用することができます。システムによっては冗長化が組み入れ、バックアップを取得しているためデータの安全性が担保されます。

(3)のパフォーマンスでレスポンスが悪い際に比較的容易に改善することができます。VDI ですと、システム管理者がリソースを割り当てることによってスペックを上げることができます。PC を買い替えるなどの必要はありません。

(4)の PC 管理とコストですが、サーバ上で業務を行うため、高性能の PC を用意する必要がありません。また新入社員や退職者が発生する度に行っている PC のフォーマット、初期セットアップの手間を省くことができます。

## VDI 環境で使用する Plaza-i

現在多くのお客様で Plaza-i を VDI (アプリの仮想化、サーバ OS の仮想化) 環境でご利用いただいております。一部のお客様を除きましては Plaza-i のみを仮想化して使用するアプリケーション仮想化方式でのご利用いただいております。ひと昔前まではオンプレ型での利用が大半でしたが、現在はクラウド型 VDI のご利用が増加しております。基本的には Remote Desktop、Remote App、場合によっては Xen App を利用して接続し、数名から数十人単位でご利用いただいております。使用ユーザ数、通信品質、データ容量、プリンター、機能制限、コストによって使用する技術が変わりますのでご注意ください。

VDI の導入により、社員の入れ替えや PC の入れ替えがスムーズになり、お客様負担が減ったと実感しております。また移転時などもそのまま使用できることから今後もこの方式のニーズが高まる傾向と予測しております。Windows8、Windows Server2008 の保守が 2 年(2020/01/14)を切りました。すでにご案内させていただいておりますが、Plaza-i や Oracle のバージョンアップが必要なケースが大半のため、早い段階でのリプレースをご検討ください。またその際に使用方法を見直し、BCP 対策などを再度ご検討頂ければと存じます。VDI を含めいくつか最適なお提案をさせていただきますので、必要な場合に

は弊社技術サポート部 (内線 73) までお気軽にお問合せください。

---

## 取引申請による個別与信管理

---

### はじめに

Plaza-i における与信の機能についてご紹介を致します。SOE 販売管理システムにある、取引申請入力機能の紹介とともに、本機能から作成する個別与信の管理方法、応用の利用として得意先別の与信管理方法についてご紹介致します。途中ワークフロー機能という用語を用いている部分ございますが、こちらは V2.01.56 以降のバージョンにて対応しております。

現状は SOE 販売管理をはじめとする物販系システムで対応しております。

### 取引申請入力とは

見積段階、および受注の段階で取引の採算性の確認を行うための入力を行い、付随して与信情報を作成することができます。

与信情報は金額と期限を設定します。これらは決済金額及び決済予定日を基準に設定を行います。

取引申請入力は承認を必要とします。受注への関連付けの方法は、取引申請入力から受注伝票への複写もしくは見積や受注伝票に直接取引申請番号を入力する方法がありますが、どちらの場合でも、取引申請が未承認であれば伝票の承認時にエラーとすることができます。受注伝票の承認から与信管理の対象となります。

与信情報の変更につきましても、承認を必要とします。例えば、与信枠の拡張を行う際には、取引申請入力にて変更を行い、承認をすることで与信枠拡張を行うことができます。承認を行うまでは、変更前の与信情報で与信枠のチェックを行います。

### 与信の対象は販売だけではありません

与信の対象は販売取引だけではありません。取引申請では、販売、購買、在庫の 3 つの与信情報を登録することができます。購買では購買支払予定を利用した前払の与信の設定、在庫では倉庫にある在庫金額の与信設定が可能です。

## 取引先の登録も可能です

ワークフローの設定が必要となりますが、新規の取引先まで登録することが可能です。取引申請画面にて、名称、住所など取引先マスターの基本情報を入力し、得意先、仕入先、支払先については、それぞれの区分マスターからディフォルトを取得し、調整があれば、承認後に各マスターで調整を行う想定です。そのため、区分マスターでセットアップのパターンを用意しておく、調整の作業を減らすことができます。

## 与信の対象の範囲は調節自由です

ここからは先述の伝票への関連付けの部分で見積伝票や受注伝票に取引申請番号を入力する方法の応用になります。

関連付けを行う伝票は複数することが可能です。従って、取引申請入力にて包括的な与信情報の入力を行い、複数の取引に関連付けるということも可能です。

受注伝票と与信の整合性チェックも、組織単位、取引先(もしくは取引先会社コード)単位、で整合性のチェックを行うことができますので、取引先(取引先会社コード)別の与信を作成することができます。

得意先マスターにて直接与信情報を設定する方式もございますが、こちらは堅牢性が高い方式です。

## 伝票毎に与信状況を確認できます。

見積伝票入力や受注伝票入力に取引申請番号を入力、保存すると、この受注が承認された場合に与信がどの程度影響を受けるかということを確認することができます。

## おわりに

今回は取引申請入力を利用した与信管理の方法をご紹介させて頂きました。得意先別の与信の管理はあるかもしれませんが、取引ごとの管理まで行うことができるという点も、特色です。ご興味がございましたら、弊社サポート担当(内線 72)までご連絡下さい。導入に関するご提案をさせていただきます。

---

## 請求書発行メニューの新機能

---

### はじめに

V2.01.48 (2017年6月リリース) で新たに追加された、請求書印刷時の内部統制を強化する新機能を2点ご紹介いたします。

### 組織別セキュリティ

各ユーザがプレビュー、印刷できる請求書を自身が所属する組織、または組織グループの請求書のみ制限できるようになりました。

この制限を適用するユーザはユーザグループ単位で指定します。つまり、営業担当者は自身の所属する組織の請求書しか出力できませんが、経理部にはその制限を適用しないといった運用が可能です。

組織による制限の場合、ログイン組織(ユーザ ID マスター→従業員マスターの組織コード)で範囲指定条件の組織コードをロックし変更できないようにします。ログイン組織が未設定のユーザはいかなる請求書も出力することができなくなります。

組織グループによる制限の場合、GLS 一般会計システムや APS 債務管理システムの帳票や照会メニューと同様の方式を採用しています。つまり、ログインユーザが所属するユーザグループが設定されている組織グループに含まれる組織の請求書が出力可能です。権限のない組織が範囲指定条件に含まれる場合、「出力権限のない組織コードが範囲に含まれています」というエラーが表示され、出力できません。

### 再印刷の禁止

Plaza-i では従来から、請求書を実際に印刷したかどうかを記録し、印刷済みの請求書を除外して出力する機能があります。しかし、出力条件を変更すれば請求書の再印刷自体は可能でした。

今回、請求書の再発行を完全に禁止する目的で、請求書初回発行というメニューを請求書発行とは別に新設しました。

基本的な機能は従来の請求書発行メニューと同様ですが、まだ印刷していない請求書しか出力できない点が異なります。

例えば、営業部に対しては再印刷を認めたくないため、請求書発行へのアクセス権限を付与せず本メニューにのみアクセス権限を付与し、再発行が必要な場合は請求書発行メニューを利用できる経理部に依頼するといった運用を想定しています。

## おわりに

今回ご紹介した 2 つの新機能は、対応バージョンをご利用のユーザ様であればマスターでユーザグループを指定するだけで利用できるようにセットアップが比較的容易です。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

## Plaza-i 消費税改正に向けて (2019 年 10 月 10%施行予定)

### はじめに

2014 年 4 月から消費税率が 5%から 8%へ増税されました。次回 10%増税へのスケジュールは、当初①2015 年 10 月でしたが、②2017 年 4 月へ延期、更に③2019 年 10 月へ延期されました。

8%増税の経験を踏まえて、10%増税へ向けて早目に対応方針など再確認されることをお勧めします。経過措置対象外となっている保守契約ビジネス（Plaza-i サービス業販売管理システム）を例に、8%→10%増税時の対応方法について考察してみました。「軽減税率」については、省略しています。

## 概要

### ●消費税改定前準備チェック項目



- ①未請求分契約に対する新税率請求書発行方針
  - ・複数税率請求書を発行する
  - ・複数税率請求書を発行しない
- ②請求済契約に対する消費税差額の請求方針
  - ・消費税差額請求する
  - ・消費税差額請求しない
- ③消費税差額請求する場合の会計処理方針
  - ・請求時期の検討（施行月・次回請求時等）
  - ・請求書表記の検討（赤黒形式・差額形式等）
- ④消費税差額請求しない場合の会計処理方針
  - ・勘定科目の検討（雑損・租税公課等）
  - ・計上時期の検討（新税施行月・その他）
  - ・計上期間の検討（一括計上・分割計上）
- ⑤消費税差額更新時期
  - ・消費税差額請求する場合の時期（遅くとも新税施行月前月迄に実施）
  - ・消費税差額請求しない場合の時期（遅くとも新税施行月迄に実施）



⑥新税率のマスター登録時期 (消費税率マスタ)

- ・消費税率コードマスタ (確定後いつでも可)
- ・消費税率マスター (消費税率更新実施月に登録)

●消費税率差額の請求書発行処理

①消費税率差額後追い請求の場合

- ・10%増税前に旧税率 8%で請求書を発行した場合の例

契約期間：2018/11/01～2019/10/31 分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	120,000 →①12ヶ月分	9,600	8%	129,600
合計	120,000	9,600		129,600

- ・後追い請求：消費税率差額分を”赤黒伝票方式”

で請求書を発行した場合の例

契約期間：2018/11/01～2019/10/31 分

商品	金額	税額	税率	小計
赤 保守 契約	-120,000 →②赤：12ヶ月分	-9,600	8%	-129,600
黒 保守 契約	110,000 →③黒：11ヶ月分	8,800	8%	118,800
黒 保守 契約	10,000 →④黒：1ヶ月分	1,000	10%	11,000
合計	0	200		200

②通常請求の場合 (単一税率・複数税率混在)

- ・2019年4月10%増税：複数税率混在 (8%・10%) 請求書の例

契約期間：2018/11/01～2019/10/31 分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	110,000 →①11ヶ月分 (8%)	8,800	8%	118,800
保守 契約	10,000 →②1ヶ月分 (10%)	1,000	10%	11,000
合計	120,000	9,800		129,800

～

契約期間：2019/09/01～2020/08/31 分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	10,000 →③1ヶ月分 (8%)	800	8%	10,800
保守 契約	110,000 →④11ヶ月分 (10%)	11,000	10%	121,000
合計	120,000	11,800		131,800

- ・次の単一税率 (10%) 請求書の例

契約期間：2019/10/01～2020/09/30 分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	120,000 →⑤12ヶ月分 (10%)	12,000	10%	132,000
合計	120,000	12,000		132,000

- ・消費税率差額の会計処理例

2019年10月売上分の消費税率差額を後追い請求した場合の会計仕訳について説明します。

① 2019/08/01：2019/10 売上分 (8%) の前受請求書を発行。会計仕訳は発生しない。

② 2019/09/30：2019/10 売上分 (8%) の入金

借方		貸方	
普通預金	10,800	前受金	10,800

③ ～2019/10 末迄：新税率適用のためにシステム更新作業実施 (2019/10 以降の売上計上の税率は、8%→10%へ更新。2019年10月度の売上計上を行う前迄に、更新作業を完了する。)

④ 2019/10/31：2019/10 売上分 (10%) の売上計上処理 (消費税率差額+200円)

借方		貸方	
前受金	10,800	売上高	10,000
売掛金	200	仮受消費税	1,000

⑤ 2019/10/31：2019/10 売上分の消費税率差額 (+200) の請求書を発行。会計仕訳は発生

しない。

⑥ 2019/11/30 : 2019/10 売上分の消費税差額  
(+200) の入金時処理

(1) 差額請求を行った場合

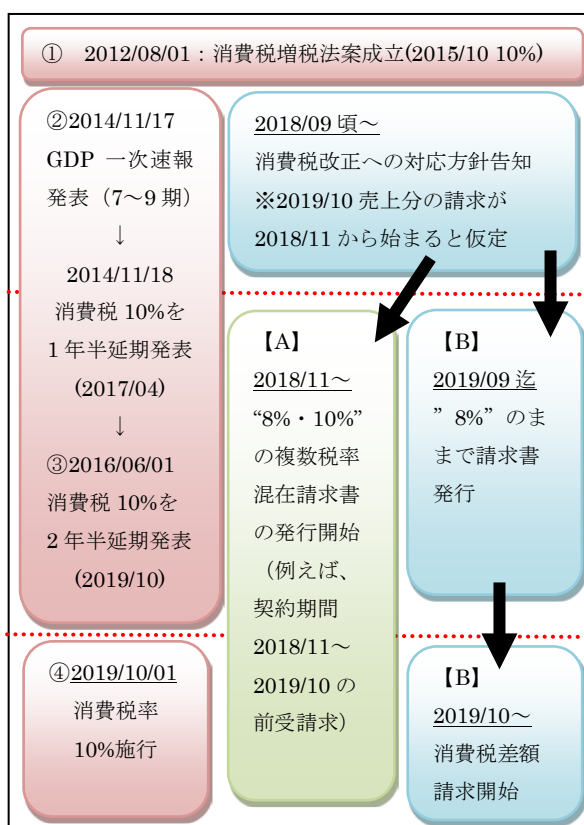
借方		貸方	
普通預金	200	売掛金	200

(2) 差額請求を行わなかった場合

借方		貸方	
雑損・租 税公課等	200	売掛金	200

● 2019年10月10%増税に向けての準備

・消費税改正ロードマップ例



おわりに

2019年10月消費税率10%に向けて、ご参考になればと思います。本件に関するご意見、ご相談などございましたら、是非弊社サポート担当もしくは[弊社HP](#)からお問い合わせ下さい。

尚、税法上の判断は、貴社内もしくは貴社顧問税理士にご相談の上、決定していただく性質のものであることを、ご了承下さい。

サポート時間に関するお知らせとお願い

平素より Plaza-i をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、サポートにつきまして下記の時間で対応させて頂いております。

- ・ PASS 9時~17時30分 (昼12~13時)
- ・ PPSS 9時~18時 (昼12~13時)

これまで、上記ご契約時間外に頂いたお問い合わせにもできる限り対応させて頂いておりましたが、今後、時間外に頂いた電話は自動音声案内に切り替わりお受けすることができなくなります。

お客様には大変お手数をかけ申し訳ございませんが、翌営業日にお掛け直し頂きますようお願い申し上げます。

またメールでのお問い合わせにつきまして翌営業日以降での対応とさせて頂きますこと、ご了承お願い致します。

「働き方改革」を始めとした昨今の情勢を鑑み弊社でも取組みさせて頂いておりますこと、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。時間外の自動応答切替時期は6月中を予定しております。詳しい日程は[弊社HP](#)のニュースにてお知らせいたします。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成30年5月23日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.58.05 1

# 収益認識に関する会計基準の開発に伴う法人税法の規定の整備

## 1. はじめに

近年の国際会計基準（IFRS）の普及に伴い、収益認識に関する国際的な比較可能性を確保する観点から、日本においても収益認識に関する会計基準等が公表されました。

これにより、企業会計における収益計上の「金額」と「時期」が大きく変わる可能性があるため、平成 30 年度税制改正において、益金の額に関する法人税法の規定の整備が行われました。

## 2. 改正の内容

### ① 益金の額

改正内容	
<b>【原則】</b> ・資産の販売、譲渡⇒資産の引渡時の価額 ・役務の提供⇒役務につき通常得べき対価の額	
貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合であっても、ないものとした場合の価額を益金の額とする	新会計基準と合致しない (注1)
実質的な取引単位に区分して収益計上できることとする（販売とサービスの混合取引など）	新会計基準と合致する (注2)
客観的に見積もられた値引き・割戻しを収益から控除できることとする	

**(注1)** 新会計基準では、商品の販売時点において回収が見込まれない金額や、返品が見込まれる場合にはその部分は収益に計上をしないこととなりますが、税務上は貸倒れ又は買戻しが無いものとした場合の価額が益金の額とされます。従って、**税務上は加算処理することが必要となります。**

消費税法上も「資産の譲渡等の対価の額」の考え方に変更はありませんので、**貸倒れ又は買戻し見込みを考慮しない対価の額が消費税の課税標準に算入されます。**（法人税＝消費税）

**(注2)** 会計上の収益認識基準と税務上の収益

認識基準に相違はありませんが、消費税法上は「資産の譲渡等の対価の額」の考え方に変更はありません。

従って、**消費税に関する法令の改正が行われない限り、値引き割戻し等に関しては消費税の課税標準に算入するための工夫が別途必要になります。**（法人税≠消費税）

### ② 益金算入時期

改正内容	
<b>【原則】</b> 目的物の引渡日又は役務提供日の属する事業年度の益金の額とする	
一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って、上記「原則」の日に近接する日の属する事業年度の収益として経理した場合は、その経理した事業年度の益金の額とする	新会計基準と合致する (注1)

**(注1)** 「出荷基準」等による収益計上を認める旨を法人税法上明確化。

### 3. 適用開始時期

新会計基準については、平成 33 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されますが、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から、又は、平成 30 年 12 月 31 日に終了する事業年度から平成 31 年 3 月 30 日に終了する事業年度までにおける期末財務諸表からの早期適用も可能としています。

これに対応する形で、**法人税法上は平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用されることとなります。**

### 4. 他の規定への影響

会計上の収益認識基準の変更に伴い、法人税法上の**返品調整引当金制度、長期割賦販売等に係る延払基準の制度が廃止されることとなります。**（経過措置あり）

### 5. 終わりに

新会計基準の公表に伴い収益計上の方法を根本的に見直す必要があるだけでなく、税務上の取り扱いも検討する必要があることから、早めに対応することがポイントとなります。

## 税務手続の電子化

### 1.はじめに

平成 30 年度税制改正により、大法人の法人税等の電子申告が義務化されることとなりました。その背景には、経済社会の ICT 化や働き方の多様化が進展する中で、税務手続においても、ICT の活用を推進しようという狙いがあります。

### 2.電子申告の義務化

◎平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、資本金が 1 億円超の内国法人の確定申告書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax、eLTAX) による提供が義務化されます。添付書類の提出についても e-Tax 等による提供をしなければなりません。

◎電子申告しない場合には無申告となりますが、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課されません。

◎災害等の理由がある場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けて書面により提出することができます。

### 3.法人税における申告手続の簡素化

電子申告の義務化に合わせて、法人税において、次のような申告手続の簡素化というメリットが設けられました。平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

#### (1) 申告手続の簡素化

①別表、財務諸表等に係るデータ形式については、一部書類に限り、例外的に CSV 形式や PDF データで提出が可能となります。

②勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化により作成の負担が軽減されます。

#### (2) 署名等

申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度が廃止されます。

#### (3) 連結納税

個別帰属額届出書の連結親法人による電子的な一括提出が可能となります。

### 4. 電子化推進のための環境整備

#### (1) 年末調整の手続の簡素化

年末調整手続を電子化するための法令の整備が行われます。具体的には、平成 32 年 10 月 1 日以降に雇用主に提出する保険料控除申告書及び住宅ローン控除証明書について、電磁的方法による提出が可能となりました。

#### (2) 支払調書の e-Tax 等の提出基準の強化

平成 33 年 1 月 1 日以降に提出する支払調書について、e-Tax 等の提出義務の判定基準となる支払調書等の枚数が 1,000 枚以上から 100 枚以上に引き下げとなりました。

### 5.電子納税の仕組の整備

#### (1) 改正前の内容

電子納税とは、事前に届出を行うことによって、納税手続をインターネット経由で電子的で行うことです。方法としては、ダイレクト納付やインターネットバンキング納付などがあります。金融機関の場所や受付時間等の制約がないというメリットがあります。

#### (2) 税制改正による主な変更点

##### ①国税

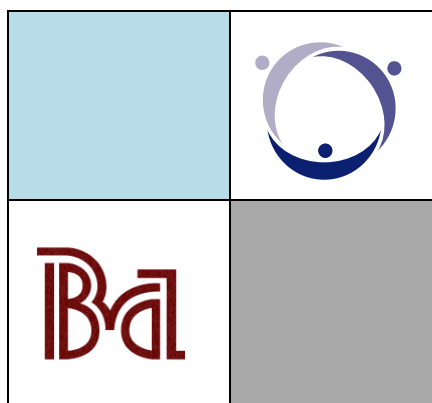
平成 31 年 1 月 4 日以降に行う納税手続について、自宅等において納付に必要な情報 (いわゆる「QR コード」) を出力することによりコンビニ納付を行うことが可能となりました。

##### ②地方税

地方税について、eLTAX の運営主体が運営する共通電子納税システムが導入されます。これにより、今まで電子納税の対象外だった地方公共団体 (市町村) に対しても、電子納税をすることが可能となりました。導入予定時期は、平成 31 年 10 月 1 日です。

### 6.おわりに

申告書の電子化は、導入時の企業にとっては、負担になるかもしれません。一方で、地方税の共通電子納税システムの導入により、全ての地方公共団体に電子納税をすることが可能となりました。電子納税は義務ではありませんが、税務手続きを電子化することで従業員の事務作業が効率化することが期待されます。



*Visit our web sites at*

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>